

宅建士講座 教材 訂正表【2025. 5. 15 版】

下記の教材につきまして、お詫びして訂正致します。

基本テキスト（宅建業法）

| 該当箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|--|--|
| 92頁の2. 従業者名簿 (1) 従業者名簿の記載事項の①の「性別」を削除 | ① 氏名・性別 (以下省略) | ① 氏名 (以下省略) |
| 116頁 第5章第2節 (3) ⑩-3行目 | ⇒ P. 151 第6章第2節 ③ 参照 | ⇒ P. 153 第6章第2節 ③ 参照 |
| 175頁 第7章第2節 ① 1.-表の中 | 速算法による算出の基準額 代金額(消費税を含まない額=本体価額)が、 400万円超…代金額×3% (以下省略) | 速算法による算出の基準額 代金額(消費税を含まない額=本体価額)が、 400万円超…代金額×3%+6万円 (以下省略) |
| 188頁 第7章第2節 POINT-8. 3行目 | | |
| ↑ 以上4月訂正表と同様（既に4月訂正表をお持ちの方は、本紙に差し替えてください） ↓ 以下5月追加訂正 | | |
| 179頁 ケーススタディ29 (1) ②-1・2行目 | ② 甲は、 <u>売却</u> の代理の依頼者Aから、基準額の2倍に消費税を加えた額を限度に報酬を受領でき、 <u>購入</u> の媒介の依頼者Bから、 <u>基準額</u> に消費税を加えた額を限度に報酬を受領できる。 | ② 甲は、 <u>購入</u> の代理の依頼者Bから、基準額の2倍に消費税を加えた額を限度に報酬を受領でき、 <u>売却</u> の媒介の依頼者Aから、 <u>基準額</u> に消費税を加えた額を限度に報酬を受領できる。 |

TAC 宅建士講座